

「注意」

給 与 支 払 報 告 収 入 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「通勤・再就職等」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
ただし、「給与所得者」の欄の（個人番号）は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
新勤務先では中段の「特別徴収継続の場」を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することと義務づけられています。
出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収したいかどうかお申し込みします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め（市民税・県民税・森林環境税納税管理人申告（承認申請）書）を提出するよう対象者に指導させていただきます。
「通勤先の事業所が税額通知書（納税義務者用）」の受け取りを電子データで希望している場合、受給者番号の記載が必須となります。
受給者番号が空欄であったり、使用不可の文字を使用していた場合は、正しく通知できない場合があります。

理由	3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒406-0031 笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所税務課 市民税担当